

主 文

原決定を破棄する。

理 由

抗告代理人牧野茂，同高柳孔明の抗告理由について

本件は，名古屋高等裁判所の訴訟救助却下決定（同裁判所平成20年（ウ）第163号）に対し，同決定は憲法25条1項，32条及び76条に違反するとして抗告人が特別抗告をしたところ，原審が，上記特別抗告の理由は，実質的には法令違反をいうものにすぎず，民訴法336条1項に規定する事由に該当しないとして，上記特別抗告を却下する決定をしたため，抗告人が同決定に対して抗告をした事件である。

特別抗告の理由として形式的には憲法違反の主張があるが，それが実質的には法令違反の主張にすぎない場合であっても，最高裁判所が当該特別抗告を棄却することができるにとどまり（民訴法336条3項，327条2項，317条2項），原裁判所が同法336条3項，327条2項，316条1項によりこれを却下することはできないと解すべきであるから，抗告人の特別抗告を却下した原審の上記判断には，裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある（上告の場合につき，最高裁平成10年（ク）第646号同11年3月9日第三小法廷決定・裁判集民事192号99頁参照）。論旨は理由があり，原決定は破棄を免れない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 近藤崇晴 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官
那須弘平 裁判官 田原睦夫）